

ID: 136

担当部署: 環境課

処分の概要	維持管理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例 第10条第1項本文		
例規番号	昭和55年条例第17号		
【基準】			
第10条の規定による。 (維持管理手数料)			
第10条 使用者は、墓地の維持管理に要する費用として、年間次の維持管理手数料を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた者については、これを減免することができる。			
	墓地の種別	名称	維持管理手数料
第1種墓地		高根沢町宝積寺聖地公園	3,000円
		高根沢町東高谷墓地	3,000円
第2種墓地			町長が決定する額
2 既納の維持管理手数料は、還付しない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日